

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)に対する意見募集について

平成28年1月8日
人財部

1. 概要

障害者権利条約の締結に向けた国内関係法令の整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成25年6月に成立し、平成28年4月に施行予定となっております。同法では、障害を理由とする差別を解消するための措置として、「差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の不提供の禁止」を規定し、国・地方公共団体、独立行政法人や民間事業者等に対し、法的義務等を課しています。当機構では、同法の施行に向けて、障害者差別解消法第9条に基づき対応要領の作成を行っております。

つきましては、一般の皆様より本対応要領(案)に対して広く御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

2. 意見募集対象

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)

3. 資料入手方法

JST ホームページにおける掲載

4. 意見募集期間

平成28年1月8日(金)～1月31日(日)まで

5. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にて、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。なお電話による意見の受付は行いませんので、ご了承ください。

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎別様としてください。（1回答1意見としてください。）

(1) アンケートフォームでご回答の場合

JST ホームページの「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)に対する意見募集について」のページ (<https://form.jst.go.jp/enquetes/sabetsukaishou>) に記載しておりますアンケートフォームより、ご回答いただけます。

(2) FAX の場合

意見提出用紙にご記入の上、以下の番号にお送り下さい。（締切日必着）

FAX 番号：048-226-5651

(3) 郵送の場合

意見提出様式にご記入の上、以下の住所宛にお送りください。（締切日必着）

住所：〒332-0012 埼玉県川口市本町4丁目1番8号川口センタービル

国立研究開発法人科学技術振興機構 人財部人事第二課宛

5. 留意事項

(1) 御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

(2) 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。

※なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

6. 問い合わせ先

国立研究開発法人科学技術振興機構

人財部人事第二課

電話：048-226-5604

以上